

(1) 資本金 十万円

(2) 事業種別 建具・金属製造業

(3) 企業系統 タレ

(4) 使用労働者 九十七名 (女ナレ)

三 労働者側

(1) 爭議参加労働者 十三名 (女ナレ)

(2) 応援労働組合 1. 日本労働總同盟 東京鐵工組合

2. 関東地方労働組合自由聯合会

(3) 爭議参加労働者中組合加入者

1. 日本労働總同盟 東京鐵工組合

五名

四 爭議発生時 昭和五年一月九日

五 爭議発生原因

事業不振、結果工場主ハ職工小林良策、清水國治外十八名ニ對し毎月
廿五日ナリ因三十日ニ至ル期間ニ於テ、業期出勤停止ヲ命シタルニ其後全人
等中十三名ハ各自懇意ラニシタル結果、業期出勤停止ハ解雇ト全様ナルニ
ヨリ、解雇手當ヲ要求スルノ要アリト為シ本月九日小林、清水、一两名

八工場主ナリ訪問シテ懇議、解雇手當(額ナシサズ)ノ文答方
ナシタルニ相應セテタルニ發端セリ

六 大要小事項

解雇手當 (額ナシサズ)

七 困惑状況

本月九日労働者側代表小林良策、清水國治、兩名ハ工場主ナリ訪問シ
解雇手當ヲ支給ラリタルニ、工場主ハ要求者等ノ雇用干係ハ日
給制度ニ非レシテ親方シ設ケ請負制度ナルヲ以テ立場工場主ノ責任
取引ナリ非ナシ、依テ親方松本(日本)交渉セラレント一相應セリ

八 全過程ニ交渉状況

争議参加労働者中清水國治外の名ハ總同盟東京鐵工組合ニ小林良作
一名ハ關東地方労働組合自由聯合会ニ何レモ加盟ニ居ルヲ以テ双方トモ組
合、応援ヲ借り共同懇意ラ張ルコトニ快議シ十三日争議團本部ニ本所
区三室所ニ七番地東京印刷工組合會員神田栄太郎方ニ設ケ集会シテ
対策ヲ快議シタル結果同日午後二時ヨリ本所原處署ニ於テ

労働者側ヨリ

労動總同盟側

熊本錦織

清水國治